

中世都市ウィンチスタとサウスハンプタン(五)

——第十三世紀初葉以前イングランドの内域都市と沿海都市——

田 中 正 義

九

そのものとしては之を久しく打ち捨てて顧みざりしサウスハンプタンに、われわれは、今や再び立ち帰らねばならない。

曩には、「ドゥウムズデーブック」の記述を通して可能なる限りに於て「征服」前後の段階における此のポロウに就いて聊か考察する所があったのであるが、われわれは爰に更めて此の市の起始にまで溯り、その歴史的発展を、ほぼ第十二世紀の中葉に至るまで一貫して跡付けてみることにしたい。そうすることに依つて、われわれは、其の立地条件においてウィンチスタとは自ら異なるところの一つの中世都市の発展過程を、其の個別「特殊性」において把握することを可能ならしめられるであらう。

今日サウスハンブタンの位置する所には、既にローマ人のブリタンニアへの渡来以前——ケルト時代から人々の居住していたらしい形跡が窺えるが、Romano-British 時代には、現在のサウスハンブタン市のイチン河東地区ピタァン Bittern の一角に、ローマ人の居留地が見られた。そのことは、此の地区出土の貨幣また陶器また碑文を刻せる石等の沈黙史料によってほぼ證明せられるが、当時 Clausentum と称せられ・周囲に城壁を繞らした此のローマの軍隊駐屯地こそは、北方一二マイルのウェンターベルガラムすなわち後世のウィンチスタへ其の河流を溯上して到達可能なイチンの河口を扼する所のものであった。併し乍ら、このクラウセントウムは、軍需物資その他の陸揚げ、またブリタンニア特産の穀物その他の積出し上の便宜から、やがて其の中心を、イチン・テスト両河のサウスハンブタン・ウォータへの合流点に突出するところの半島部へ、——イチン河口西岸の今日のサウスハンブタン市の中心部へ、移動せしめるに到った、と想われる。そのことは、此の地域から今日この時代の夥しい貨幣また陶器また彫刻の施されたる石の類が発掘せられていることに照してみても瞭らかな所である。もともと、Clausentum というラテンの称呼自体が、動詞 *claudo* 由来して、ワイト島を天然の障壁としサウスハンブタン・ウォータの江湾の奥深く潛む 'inclosed port' を意味したものの如く思われるのである。⁽¹⁵⁵⁾

肥沃なるイングランドの心臓部をそのヒントーランドとして有する此の土地が、ケルト人・ローマ人に続いて臆てアングロウ・サクソン人をも引き付け、ウェスト・サクソンの最初の定住地の一つとなるに到った事情は、凡そウィンチスタの場合と同様であったが、その際、既存のローマ都市クラウセントウムの迫った運命も亦、ウィンチスター・ウェンターベルガラムの場合と全くその軌を一にせるものと想われる。⁽¹⁵⁶⁾

すでに四九五年かのケルディクとその息子キンリクが前述の「ケルディクの浜」(Cerdicesora)に上陸せる時点(本

誌第三十四卷第三号、一二—四頁参照)、また、同様『アングロウーサクソン年代記』に拠れば、その後十三年、前記両人が五〇八年に *Natanleod* (*Nazaleod*) なる名の王を彼の麾下の五千人のフリトン人ともども殺戮して、以後「今日〇」Charford (*Certicesford*) に近接する該の土地が彼の名に因み「今日呼ばれるように」Netley (*Nazanleog*) 「サウスハンブタン南東」と称されるに到った時点、更には、ウェストーサクソン人 (*West Saxa*) が五一四年に三雙の船と共にフリテン島に來航「ケルディクの浜」に上陸した時点、に於て、凡そサウスハンブタンーウォータの沿岸は不斷にウェストーサクソン人の脅威の下に曝さるる所となり、其処に彼等の原初的な定住地の形成を見ていたことであろう、而して、後世のサウスハンブタンの地は、此の早期の時代より屢々一つの port として機能したことであろう。かのウェシクス王国興隆の祖エグバートが、八〇二年その三年間のシャルルマーニュの宮廷における亡命生活ののちウィンチスタへ帰還せる際もまさしく此の地に上陸したと言われるが、当時既に *English Channel* を横断するところの大陸との交通は此の地を経由して相当頻繁なるものがあつたであろう。そのことは、シャルルマーニュの貨幣が此の市に於て発掘せられていることに徴しても瞭らかな所である。⁽¹⁵⁸⁾

然しながら、いまサウスハンブタンの古代英語による称呼夫れ自体の陳述史料上における初出は、八二五年、ウェシクス王としてのエグバートがウィルトシアのオールタンープライアズ *Alton Priors* の土地をウィンチスタのオウルドーミンスタに寄進したところのチャータに *Hombun* なる形で現われるのが夫れであつて、すなわち、そこには、「此の文書 (*scedula*) の初めの部分は、*Gawissi* (—ウェストーサクソン人) の軍王 (*rex exercitum*) たるエグバート、⁽¹⁵⁹⁾ 今日⁽¹⁶⁰⁾のデウシヤの」*Criodantrop* と呼ばれる所にてフリトン人を攻撃したるとき、われらが主の化身 (*incarnatio*) の年八二五 (—基督紀元八二五年) の八月十九日に、書かれたり。……次いで、此の (—オールタンープライアズ

(の)小農地 (*agellus*) に関する特権状 (*Privilegii singraphia*) は「同じき年の」十二月廿六日に、*Hamtun* にて誌された⁽¹⁵⁹⁾。とある。——尤も、このチャータについては、古くはステンタン、⁽¹⁶⁰⁾ 近くはウアイトロク・フィンバーク⁽¹⁶²⁾ によって、その後世の(—「征服」以後の) *Falschung* たることが主張せられて居るのではあるが。

右のオウルド・イングリシユの地名が、少しく変形して、その後再びわれわれの陳述史料のうえに現われるようになるのは、曩にわれわれが本誌第三十五卷第四号に於てひとたび引用したことがある、『アングロウ・サクソン年代記』の八四〇年の条(同上号二八九—九〇頁参照)に於てである。即ち、そこには、「この年、⁽¹⁶³⁾ 太守ウルフヘアルド、*Hamtun* に「*デイン*人の」三十三隻の艦船乗組員たちを敵として戦ひ、その地にて大量の殺戮を行ひ、勝利を博したり。而してウルフヘアルドは同年死せり。」とある。

而して、オウルド・イングリシユのサウスハンプトンの古名の三度びわれわれの陳述史料上に現われるのは、同じく八四〇年、前年死せざるエグバートの跡を襲えるウェシクス王エゼルウルフが彼の従士 *Doga* に対してパークシアのアシュダウン *Ashdown* の土地を譲与したところのチャータに於てであつて、そこには、「このチャータ *cartula* は、基督の化身を距ること八四〇年、*Hamtun* と称へるところの王の町 (*villa regalia*) にて……書かれたり。」とあるのである。⁽¹⁶⁴⁾ その場合、爰に注目すべきは、此の地が飽くまで *villa regis* として法的に資格づけられて居る点でなければならぬ。即ち、われわれは、是れによって、曩にわれわれが一〇八六年の「ドゥウムズデーブク」を通じて其処に確認した「征服」以後の此の市の法的地位——王のデイミーン (= 王領) に存するところのいわゆる *royal borough* としての法的地位——と本質的に違わざるところの地位を、早くも此の市が夫れよりほぼ二世紀半以前の第九世紀中葉に既に確立していた事実、を知り得るのである。⁽¹⁶⁵⁾

かくして、斯かる「王のポロウ」としてのハムトゥンこそが、曾てわれわれの具さに之をウィンチスタについて見し如く、今や第九世紀末から第十世紀初にかけて、当代の重要な陳述史料「Burghal Hidage」上に、ドイツ人の侵入に對するウェシクス王国の防衛拠点の環を形成せる所の城砦都市の一つ *Hamtun* として、——夫れの近傍住民——村落の自由農民すなわちロインの所謂「一家族 *familia* を扶養するに足る大いさの一筆の土地を表わす・彼のハイド *Hufe* を有せるところの、農民戦士 *der Bauern Krieger* たる普通のチェオル *der einfache ceorl*」一五〇人の軍役提供に依つて維持せらるべき、一五〇ハイドのポロウとして、立ち現われるに到つたのである。⁽¹⁶⁾

ところで、此の市は、一方、夙に第九世紀以前の早期の時代より別に *Hamuith (Hamwic)* なるオウルド・イングリシュを以て我が陳述史料のうえに現われる。すなわち、ウェシクス出身の第八世紀の大陸における伝道者ウィンフリース *Wynfrith* (c. 672~754/5) ——かの有名な「ドイツ人の使徒」(Apostel der Deutschen) たるボニファキウス *Bonifacius* について其の伝記を書いた彼の遠戚ウィリバルド *Willibald* (685~786) は、七二〇年に此処 *Hamuith mercionium* から大陸ノルマンディのルアンなるごま一つの *mercionium* に向けて同志とともに伝道の途について居るのである。その場合、まず *Hamuith (Hamwic)* の語尾の *with (wic)* は、大陸の地名の語尾に往々見受けられる *wife* ——例えば *Brunswick, Quentovic* (Etaples 附近に曾て在つた、後段101頁参照) 等における夫れ——に相當するところのオウルド・イングリシュであつて、もともと「交易の中心」を表わして居り、又ラテンの *mercionium* は今日地名学の立場から其処に市の立つところの広場の存在する「commercial suburb」なることが示唆せられて居る。⁽¹⁹⁾ 所謂 *Hamuith (Hamwic)* は、もともと *Hamtun (Hanton)* に係わりのある——その近郊の交易の中心と云う意味になるのである。而して、現在、初期のサウスハンプタンの *Topographie* の分野に於て先驅的業績を挙げて活躍する

ところのバーチス氏に従えば、今次大戦以後、一九四七—四八年、初めてその遺跡の発掘を見た往時の *Hamwic* の存した地域は、一〇四五年エドワード懺悔王がハンブシアのサウスーストウンハム South Stoneham の土地をウィンチスタのオウルド・ミンスタに譲与したところのチャータの古代英語に依る添書部分——譲与の対象範囲を特定する——に出づくる「*Wic* のミンスタ」(*mynster et Wic*) が、このチャータの発行時(一〇四五)古来より有したところの *glebeland* の範囲と殆ど精確に一致して、イチン河口西岸より西方——現在この市の中心をなす半島部のほぼ中央を南北に走る *Palmerston Road* の線に至るまでの範囲であったとせられ、夫れに対して、いま *Hamton* は、右のパーマスタン・ロードの線以西、テスト河口の東岸に達するまでの、ほぼ今日の此の市の中心をなす半島部の西半を指す、とせられてゐる。⁽¹⁷⁾

是れに由つて之を觀れば、中世都市としてのサウスハンブタンは、いまそのトポグラフィーにおける二重性 (*topographical duality*)⁽¹⁷²⁾ に反映してゐるやうに、抑々二重の起原 (*a dual origin*)⁽¹⁷³⁾ を有してゐる、と言わざるを得ない。——*mound* (*motte*) 「前註(166)参看」に象徴されるところの「防禦の中心」と、*mercatorium* に象徴されるところの「交易の中心」、すなわち是れである。而して前者は、之を *Hamton* が代表し、後者は、之を *Hamwic* が代表してゐるのであるが、その際あくまで注意を要するのは、両者は相互に、ひろくこれを *settlement* として見た場合、*Hamton* が 'parent' ならば 'primary' な夫れ、*Hamwic* が 'filial' ならば 'secondary' な夫れ、を表わすと云う關係に在ることである。その意味は、たとえ *Hamton* なる称呼のわれわれの陳述史料上における初出が前述の如く八二五年であり、夫れに対して *Hamwic* の明らかかな夫れがほぼ七二〇年であるにしても、前者は後者の存在する以前から現実に存在していた、より古き *settlement* である、と云うことである。大体、ハンブシアという称呼自体がいま *Hamton*

に發していることは、『アングロウ・サクソン年代記』七五七年の条が、この年シゲベルフト Sigeberht (r. 756~7) の在来王たりし王国を、彼の非行のゆえに、キエヌウルフ Cynewulf (r. 757~86) がウェスト・サクソンの賢人たち (*witan*) の協力を得て篡奪したる旨を記しつつ、但し、ハン、ブ、シア、は、之、を、除、く、と云うところを *'bulon Hamtunsce'* と書いているところから見ても瞭らかであろう。⁽¹⁷⁴⁾ 而して、舊に、ハムトン はハムウィチよりより、古き settlement であったのみならず、後者は抑々前者に依つて産み落されたところの settlement であった、と考えられるのである。——と云う意味はこうである。

いったい、初期のハムトンは、ポロウとは異なり、決して *'a walled town'* ではなかつた。夫れは、たとえいまそのうちに「防禦の中心」として *mound* を含んでいるとは言え、城塞都市としては凡そ完成に程遠い・未成熟なものであり、その社会はそれだけ村落——農業的な settlement の性格を未だにいろ濃く残存せしめていた、と想われる。そのことは、夫れが中世都市として今や比較にならぬ發展を遂げた「征服」以後の段階に於てすら其処にもともと夫れの成立基盤たる村落共同体に窮極的に根源するところの諸慣行が今なお強力に働き続けている事実からも、容易に逆推せられる所である。

「征服」以後のサウスハンブタンには、其の北東部に the Hoglands、後者の西方から北方にかけては Houndwell と云う、二つの、此の市の農地 (field) が横わっていた、そして、更に夫れら二つの農地の彼方には、のちに夫々 East Marland, West Marland と称はれるに到ったところの二つの共同地 (commons) が広がっていた。当時このポロウの住民—*burgenses* が個人として将又集団として、現実に如何なる程度まで農業にかかわり、を有っていたか、夫れをいまわれわれは厳密には言うことが出来ない。然しながら、彼等は当時、今や領主的支配の下に規制せられるに到った

純然たる農業共同体を構成せるところの、彼等の隣人たる村落住民と相似の生活を営んでいた、と言われている。⁽¹⁷⁵⁾ヘンリ二世時代の此の市の St Denys の小修道院フライアリアリの一記録集カテドラルには、「征服」後創建されたノルマンディの守護聖人 St Michael の教会の教区内に抑々、この修道院が創建せられるようになる以前、ヘンリ一世の時代に、王に対して義務づけられていた所の農業的諸奉仕の極めて詳細なリストが含まれているのであるが、いま夫れに拠れば、彼等は、初夏には牧草採取地 (meadow) の牧草を刈り取り、乾草を集めて納屋に格納し、羊の番をなし、羊欄・堰の補修を行った。九月二十九日のミクルマスを過ぎると林檎の実を摘み、林檎酒を造った。教会税 (circetti; charchesed) ・放豚料 (pan-nagium) は、十一月十一日のマーティンマスに納めなければならなかった。更には又、牆まがき作りの義務、掘割り作業の義務などがあつた。⁽¹⁷⁶⁾

斯くの如き「征服」以後の現実をわれわれがいま直視するとき、「征服」以前の早期のハムトンがその本来の成立基盤——猶未だ自由なるチェオルルによって一般的に構成せられ・領主的支配の下に陥らざるところの村落共同体——の「臍帯」より解き放たれることの如何に勤かつたか、蓋し想像するに余りあるものがある。

然し乍ら、早期のハムトンの未熟なる城塞都市内部における社会的生産力の発展は、爰に漸く一部の都市民—burgess たちの「ポロウばなれ」を招来することとなった。即ち、当時既に賃銀手工業 (Lohnwerk) の段階を克服して最早価格手工業 (Preiswerk) に従事していたであろう彼等は、その技術の進歩に伴う生産力の発達とともに、彼等自身小生産者たると同時に小商人たる資格においてポロウ外の周辺世界 (open country; plattes Land) に広汎なる需要を求め、彼等の余剰生産物を携えて行商 (pediary; Hausieren) の途に上るに到つたのである。その際、当時の此のポロウを繞る——大陸との交通によって惹き起された・此の時代としては異常なまでに早熟な商品・貨幣経済の発達と云

う歴史的「社会的環境」条件が、右の一部都市民の「ポロウばなれ」に与つて力があつたであろうことは、言う迄もないであらう。

而して斯くその旧来のポロウより今や遊離するに到つた所の一部の都市民たちは、やがてハムトンの東方にあたる一定地点——イチン河口の砂洲さすに依つて自然に形成せられた潟 (lagoon) の岸に蟠集し、時と共に一時逗留の itinerant pedler としての彼等の根無し草的存在から脱却して、此の地に定着するに到つた。もとより此の地が航行可能にして且つ直ちに外海に出ずるに至便なる河川の河口に位置して居るといふ其の自然的「地理的条件」に依つて当時大陸とのあいだの交通の要衝に當つて居たからであること言う迄もないが、又一方この地が前述せるごとくサウスハンブタンのそもそも 'mother church' たる St Mary's Church の古来からの glebeland をなして居たといふ非世俗的「信仰的な事情」も亦決して蔑ろないがしにせらるべきではなく、当時この地は諸人参詣の霊場としてもと定着的商業にとつて必須條件たる消費力の集中を實現せる所でもあつたのである。

かくて、爰に「交易の中心」としてのハムウィチは「防禦の中心」としてのハムトンのまさしく「近郊」に成立を見るに到つた次第であるが、その場合その核心をなせるころものが、市の立つ広場であつたであらうことは言う迄もない。而して、その「市」は、おそらく、その濫觴は、セントメアリー教会に人々が集うところの日曜日に、教会の外なる広場に於て自然發生的に成立した、非合法の週市 (Wochenmarkt) たる定期的市場であつたであらう。と云うのは、当時の Christian king としてのウェシクス王は之を決して歓迎せず、斯かる安息日サバズにおける交易を原則としては禁止したるものと考えられるからであつて、われわれは、後世第九世紀末葉以降今や商品「貨幣流通」が全国的規模で拡大「展開」を見る段階に於て、エゼルスタンからエゼルレド二世に至る代々のウェシクス王が屢々法律に依つて日曜日

における交易を禁止せんと努力したる事実を、この際想起するのである。⁽¹⁷⁷⁾併し乍ら、このような日曜日の交易に関する法的規制も、結局は実効なく、ハムウィチにおいて定期的市場(Fair)は、その後事実上「合法性」を獲得するに到つたものと想われる。

いったい、イングランドでは、第九世紀末葉以降のアングロウ・サクソン時代末期におけるエドワード長兄王・エゼルスタン・エドガア諸王の法典の規定にその反映が見られるように、元来商品の売買は王の町奉行の監視の届く都市——初めは *port* の中には *burg* すなわちポロウにおいて為されるのが通例であり(本誌第三十四巻第四号、八七—九五頁の記述参照)、事実ウィンチスタにおいては既述のごとくそのような都市商業の展開が見られた訣であるが、此処サウスハンブタンの場合、その萌芽的な商品交換の場は、その原初的な settlement たるハムトンにはなくして正に、その近郊に——ポロウの内にはなくその外に、成立したと考えられ、そこにサウスハンブタンの、孰れかと言えば大陸における歴史過程に analogous な中世都市的發展の特異性が存したものと、思惟されるのである。

ハムトンから言わば「分封」したハムウィチは、前述のごとく、第八世紀初葉七二〇年に其の存在せることが文書的に確定せられているとは言え、或いはその現実の成立年代は更に夫れ以前にも溯るかも知れぬ。一説にはハムウィチは既に第七世紀に繁栄していたとさえ言われるのであるが、夫れは兎も角として、かのウィリバルドが此の地から大陸のノルマンディのルアンに向って船出した七二〇年頃にはもはや「交易の中心」としてハムウィチはその不動の地位を確立していたことは確実であり、恐らく此処には波風から守られ・水深また十分なるところの埠頭すら備わつて居たであろうと言われ、⁽¹⁷⁸⁾母市(Mutterstadt)ハムトンが当時その点に於て甚だ非力であった、「商港」としての機能を十分に發揮するところがあつたのである。——そのことにいま側面から照明を投ずる史料が一つ、此処にある。

もとシャルルマーニュの娘ベルタ Bertha と大帝の友人アンギベルト Angibert との間に不義の子として生れた、ニータルド Nihard (d. 844) は、大帝の孫にして彼の従弟たる西フランク王シャルル一世(禿頭王) Charles I [le Chauve] (r. 840~77) に仕え、八四一年王に委嘱せられて、四卷から成る、ほぼ八四〇年に始まり八四三年に終るところの、一つの同時代史——『ルードヴィヒ敬虔帝 Ludwig der Fromme [大帝の後継者、八四一—四〇] の息子たちの軋轢の歴史』(Historiae: De disensionibus Aliforum Ludovici Pii) を書いたが、いま、その第四卷第三章には次のごとき一節が見られるのである。「ほぼ同じ頃ほひ(八四二年)ノルマン人、*Quentovic* を破壊し、夫れより又海を渡りて *Hamwic* ならびに *Nordhunnig* をも同じく劫掠せり。」——此の事件に関して凡そイングランド側の史料には夫れへの言及が全く見られないが、此処に現われるところの地名のうち、*Quentovic* は先きに挙げた *Quentovic* で(前段九五頁参照)、今日北仏カレエの南方、ドウヴァ海峡に注ぐカンシュ Canche の河口なるエタブル Etaples 附近に曾て在ったとされる市場町であり、*Hamwic* と並記された *Nordhunnig* は、ウァイトロク女史に従えばおそろしく *Nordhamwig* の崩れた形であっていま「北ハムウィチ」を意味して居り、女史は是れを、前引のアディマン・ヒル両人の共同研究[前註(166)参看]の成果に支えられつつ、或いはかの既述の Romano-British 時代のローマ軍隊の駐屯地 Clausentum にあらずや、となしている。⁽¹⁸¹⁾ 是れに由つて、われわれは、*Nordhunnig* がたとえ何処どこに比定せられるにもせよ、いまハムウィチが、ノルマン人すなわちイングランド史上謂うところのデイン人に依つて、八四二年当時、「多量の動産的富の集積されて居りそうな一つの商港」と目されていた事実を知り得るのである。⁽¹⁸²⁾

然るに、夫れまで今日の考古学的證據に拠れば首都ウィンチスタを凌いで「ウェシクスの経済的中心」を形づくつて居たとすら考えられる、このハムウィチの繁栄にも、その後間もなく同世紀半ばを過ぎて漸く翳りが見え始めた。而

して次の第十世紀に入るや最早その人口の大部分が流出するに到ったのである。⁽¹⁸³⁾此のカタストローフェの原因に就いては今以て説明せられて居らず、種々臆測の存する所ではあるが、或いは、その後も依然として続いた度重なるドイツ人の侵寇、イチン河口の前述のラグーンにおける漸次的な沈泥の滞積(siltung)に伴う水深の減少、⁽¹⁸⁴⁾という、歴史的並びに自然的な二つの要因の Mitwirkung にこそ其の主要なる原因が求められるかと思われる。此処で特に前者に就いていまいしく敷衍すると、まず、九八〇年には、此の市はドイツ人の水軍に依って破壊せられて、その都市民の殆どの者が、殺されるか捕虜にせられた。九九四年には、「既出」デンマーク王スヴェイン・フォルクベアルドが、のちのノルウェイ王オーラフ一世 Olaf I Trygvason(r. 995~1000)とともに水軍を率いて当地に來寇、此の地で越冬した。而して、彼等は、当市と限らず、ウェシクス全土に亘⁽¹⁸⁵⁾って至る所で糧食を徵發し、剩⁽¹⁸⁵⁾え国王エゼルレド二世より壹萬六仟磅に及ぶ巨額の金錢(撤退料)の供与を贏ち得たのである。以て、当市の都市民を含めて当時におけるアングロウーサクソンの一般人民の疲弊、困憊の状、真に想うべきである。

かくて、従来信仰的にはセント・メアリ教会を中心に形成され来たところのアングロウーサクソンの共同体は、今日の考古学的調査の示す所に拠れば、第十世紀一世紀間を通じての定住の衰退、紀元一〇〇〇年以後とにかく短期間における当該定住場所の事実上の拋棄、を見るごとき事態に立ち到ったのである。⁽¹⁸⁶⁾すなわち、こののち「ノルマン征服」の時点に於ては、曾つてのあの高名且つ隆盛なるハムウィチの *mercatorium* の名残りを留めるものとして、一つの地名、一つの荒廢した教会、と恐らく一つの粉碾場以外、そこに何らかの物の存在したことを想像するだに困難なる状態に立ち到るのである。⁽¹⁸⁷⁾

而も、斯くハムウィチの没落過程の進行する第十世紀—第十一世紀、その娘市(Tochterstadt)の没落→消滅を立證

するとこの考古学的證據と正しく符節を合して、このたびは母市ハムトンの南方への膨脹過程が一方に於て同時に進行しつつある事実を、われわれは飽くまで見逃すことが出来ないのである。⁽¹⁸⁸⁾ そうしてそこにこそわれわれは今や古きハムトンのまさしくサウスハンブタンとしての再生を發見するのである。

サウスハンブタンなる地名がわれわれの陳述史料のうえに初めて登場するのは、第十世紀中葉、かのエドガア王が九六二年にサマシト州のウォチト Watchet 在の一葡萄園をパークシマ州のアビンドン修道院 Abingdon Abbey に譲与したところのチャータに於てである。——即ち、その場合、王は同時に同修道院に對して *Huitian Clife*, *Pormonna hythe* における夫れらと並んで、いま *SuPhantun* における「王への貢租」(regale vectigal) を含む種々雑多なる權利を譲与して居るのである。而して、斯かる「王への貢租」の徵收權を含む諸權利をいま王がアビンドン修道院に對して譲与し得た所以のものは抑々、おそらく王領莊園とおもわれる。今日の地名と未だに identify され得ない *Huitian Clife*, *Pormonna hythe* と同様、サウスハンブタンがいま王領に存して、古きハムトン時代より引続き「王の町」(*villa regis*) すなわち royal borough であったからに他ならないのである(前段九四頁參看)。

いったい、サウスハンブタンとは、ノーサンプタンシヤの ⁽¹⁹⁰⁾ *North-hampton* と區別せんがために始まったところの称呼である、と云うのが是れまでのところ通説となつて居るが、⁽¹⁹¹⁾ パーチス氏に言わせれば、われわれは何もそのような真実らしからぬ假説(an improbable hypothesis)に縋る必要は毫もなく、第十世紀中葉以降言わば原ハムトンの南方に當つて出現した 'new town' は、完全に論理にかなつて (quite logically) '實際 (in fact) *South-hampton* である」と云うことになる。尤も、抑々没落せるハムウィチの第十世紀以降における西遷説を支持するかに見える前記レンルヅ女史は、此のパーチス説を全然認めないのであるが、⁽¹⁹²⁾ 然しながら、われわれは、サウスハンブタンなる称呼が既に

九六二年に現われて居るのに、夫れに対して一方ノーサンプタンなる称呼のわれわれの陳述史料上における初見が夫れより一世紀余り後れて漸く『アングロウ・サクソン年代記』一〇六五年の条に到つてであることも亦、決して之を無視することを得ない事実なのである。⁽¹⁹³⁾

とは言え、こののちも、此の市がつねにサウスハンプタンなる称呼を以て一貫して称された訣では決してない。このことは、飽くまでも注意せられねばならぬ。まず、われわれは、一〇四五年エドワード懺悔王が夫れによってウィンチスタの司教エルフウィーネ *Elfwine* (1032~47) にハンプシアのミルブルク *Millbrook* (サウスハンプタンの西隣) の土地を譲与したところのチャータを有しているが、そのオウルド・イングリッシュによる当該譲与の対象範囲を特定せる添書部分の末尾は、まさに「而して、其処(ミルブルクの前記の土地)に附属するところの、ハムトウ、における屋敷」(*se haga on hantune pe parto gebyras*) と結ばれている。又、一〇八六年の「ドゥウムズデーブク」において、サウスハンプタンがいま *Hantune* なる形で現われたことは夙にわれわれの之を知れる所である。⁽¹⁹⁵⁾ 更に、降つてかのノルマン朝最後の王ステイヴンの治世(一一三五―五四)に関する最も詳細なる陳述史料に属する、おそらくバースならびにウェルズ *Wells, Somerset* の司教(一一三六―六六)ロバート・オヴールイス *Robert of Lewes* なる同時代人の手に成るところの、『ステイヴンの諸事績』(*Gesta Stephani*) の一節には、「一一三六年」王「その島(ワイトの島)に近うしていとも容易にこれに近接することを得たるがゆゑに、*Hantona* と称はるる港に來りて、彼がため「当時ワイト島を根城として此の地方と大陸との間の通商破壊の海賊船団を組織しむる逆臣ボウルドウィン・ドゥールドヴァズが叛乱鎮庄のため」一艦隊の艦装せらるべきことを命じたり」とあるのである。⁽¹⁹⁶⁾

却説、デイン人の侵寇のいよいよその激しさの度を加えんとせる第十世紀中葉以降、今や古・ハムトン以来のポロウ

の伝統を保持するところのサウスハンブタンは、爰に当然の事ながらその称呼の綴りの上で些少の変化を聞しつつも多くの陳述史料の上に現われてくる。まず、前述の如く、デンマーク王スヴェイン・フォルクベアルドに依り大陸へ放逐せられ・ノルマンディに蒙塵せるところのエゼルレド二世(本誌第三十五卷第二号、一七五頁参照)はイングランドへの帰還を策して、一〇一三年中に幾たびか此の港市に徴行したことが、ベータ以来の歴史家(と言われる)第十二世紀マームズベリ Malmesbury, Wilshire の修道院に出たウィリアム William of Malmesbury (d. c. 1142) の『五卷本イングランド諸王事績』(De gestis regum Anglorum libri quinque, A.D. 449~1129)に見える。⁽¹⁹⁷⁾ 次いで、スヴェインの死後一旦王位を恢復、帰国せるエゼルレドが、又もやスヴェインの子クヌートの捲土重来するに遭い、一〇一六年四月二十三日悲運の裡にロンドンに崩殂するや、ロンドンの都市民は一部地方より上って来ていた貴族 (*mag-natus*) たちとともにエゼルレドの先妻の子のエドマンドを王に選立したが、そのとき此処サウスハンブタンにおいては、エゼルレドの死の直後、より、広汎なる——恐らくイングランド南部一帯の聖俗の貴族層を代表するところの——の集会 (——賢人^{ウイゲ}たちの集会 (*witengemót*)?) が開かれ、当時この地に在ったところのクヌートに対して、良き統治の約束と引替えに忠誠を誓った、と云うことを、伝フロランス・オウウスタ Florence of Worcester (d. 1118) 『年代記集大成』(Chronicon ex chronicis) は伝えている。⁽¹⁹⁸⁾ 而して、斯くクヌートが此処サウスハンブタンにおいて王に選立せられたことに関しては、おそらく右の伝フロランス・オウウスタ 『年代記集大成』の所伝に依拠したものであろう、——かのウィンチスタのニュー・ミンスタの後身たるハイド修道院 Hyde Abbey の前掲記録(本誌第三十四卷第三号、二六頁参照)も亦、いま、次のような形で是れをわれわれに伝えて居るのである。すなわち、
Post
cujus mortem, episcopi, abbates, et terræ proceres, ejus progeniem abnegantes, recognoverunt apud Suthampton

niam Canutum fore regem eorum. Ipse vero juravit quod foret illis fidelis dominus, secundum Deum et saeculum, sed adhuc istud non consecutum est effectum. ⁽¹⁹⁹⁾ [italicized by the quoter]

最後に、サウスハンブタンの名は、「征服」に至るまでにいま一度、われわれの陳述史料——但、ノルマンディの二人の *apologist* の手に成る所の年代記——の中に現われる。即ち、ウィンチスタを首都として全イングランドに君臨し、異邦人でありながら猶且つアングロウーサクソン人の心を能く捉え得たクヌート今や死し(一一三五)、ひとまずその跡を襲ったその子ハロルド、彼の異母弟〔母はクヌートの再婚せるもとエゼルレド二世の寡婦エンマ Emma (d. 1052)〕のハルザクヌートと相争い、漸くにしてブリテンよりスカンディナヴィアに跨ってひとたび隆盛を誇りしクヌートの大帝国に今や動搖の兆の見え初めた一〇三五—六年度の頃、当時その母すなわちエゼルレドの後妻の前記エンマの実家たるノルマンディ公の宮廷に在った、エゼルレドの先妻の子エドマンド剛勇王の腹違いの弟エドワード(のちの懺悔王)は、クヌートの死後も依然かの国に留る母親にウィンチスタにて合流すべく、四十隻の艦船と共に一路イングランドを襲い、サウスハンブタンに上陸、その直後の一戦に勝利を博しはしたものの、その戦果を拡大すること能わず、ハロルドの兵力の優勢なるに鑑み、遂に多大の分捕品を携えて匆々にノルマンディに引き上げた、というエドワードの一場の冒険譚を、ギョームードワージュエーシュ Guillaume de Jumièges (d. c. 1070) の『ノルマンディ公の諸事績』(*Gesta Normannorum ducum*)が、また夫れを踏襲したギョームードワーポアティエ Guillaume de Poitiers (d. c. 1075) の『ノルマンディ公並びにイングランド王ウィリアムの諸事績』(*Gesta Guillelmi ducis Normannorum et regis Anglorum*)が、各々伝えているのである。⁽²⁰⁾

斯くして夫れより一世代の後、われわれのサウスハンブタンは茲に「ノルマン征服」を迎えることとなる。

- (四) 本誌第三十四卷第三号、三一八頁参照。
- (四三) T. W. Shore, *A History of Hampshire, including The Isle of Wight* (London, 1892; Republished, Wakefield, 1976), pp. 45 f.
- (四四) 本誌編輯部、一一—二二頁参照。
- (四五) Charles Plummer, ed., *Two of the Saxon Chronicles Parallel* (2 vols., Oxford, 1892-99), I, 15; *The Anglo-Saxon Chronicle, A Revised Translation*, ed. by Dorothy Whitelock with David C. Douglas & Susie I. Tucker (London, 1961; 2nd corrected impression, 1965), p. 11. 44 Netley 12 14 15 Eilert Ekwall, *The Concise Oxford Dictionary of English Place-Names* (Oxford, 1936; 4th edn., 1960), p. 338, s. v. Netley Marsh 参照。
- (四六) Shore, *op. cit.*, p. 229.
- (四七) *Cartularium Saxonicum*, ed. by W. de Gray Birch (3 vols., London, 1885-93; Reprinted, New York, 1964), I, No. 390 (pp. 541-4); *Codex Diplomaticus Aevi Saxonici*, ed. by J. M. Kemble (6 vols., London, 1839-48; Reprinted, Vaduz, Liechtenstein, 1964), V, No. 1035 (pp. 76-9) : —Principium autem huius seculæ scriptum est quando Egbertus rex exercitum Gewissorum movit contra Bretones ubi dicitur Criodantrop. Anno dominicæ incarnationis DCCC xxx Indictione III XIII kl' Septembris..... Deinde istius ægeluui privilegii singrapha caraxatum est in HOMTUNE VII kl' Januarius.
- (四八) F. M. Stenton, 'The Supremacy of the Mercian Kings', *English Historical Review*, Vol. xxxiii (1918)——Doris Mary Stenton, ed., *Preparatory to Anglo-Saxon England being The Collected Papers of Frank Merry Stenton* (Oxford, 1970), p. 65.
- (四九) *English Historical Documents*, Vol. I, ed. by Dorothy Whitelock (London, 1955), p. 342. なお、此及びは編者トム・ハロンの女史は、'a proved forger?'ト云ベ、夫れが fabricate せられた時代トいふ何物かを語つたり、今日われわれに伝わつていなる情報源を用いていたりする蓋然性ありとて、一概に是れを斥くべからざることを言ふ、其の一例として此のチャータを挙げて居るのであるが、その後出版せられた所の本史料集の第二版に於ては、同じ編者に依つて此の例示は、何故か削除せられてゐる。 Cf. *Eng. Hist. Doc.*, Vol. I, 2nd edition (London, 1979), p. 374.

- (22) H. R. P. Finberg, *The Early Charters of Wessex* (Leicester, 1964), No. 198. 本チャーターの信憑性の就については、
 47 A. J. Robertson, *Anglo-Saxon Charters* (Cambridge, 1956), p. 291 参照。
- (23) Charles Plummer, ed., *op. cit.*, I, 63; Whitelock, Douglas & Tucker, eds., *op. cit.*, p. 42: — Her Wulfheard
 ealdorman gefeagt æt Hamtune wip xxxiii scipheasta 7 þær mycel wæl gesloh 7 sige nam 7 by gearre forpferde
 Wulfheard.
- (24) Birch, *Cartularium Saxonicum*, II, No. 431 (pp. 5 f.); Kemble, *Codex Diplomaticus Saxonici*, II, No. 246 (p. 9):
 — Scripta est hæc cartula anno ab incarnatione Christi dccc xl..... in villa regali quæ appellatur Hamtun.
- (25) 本誌第三十四卷第三号、二一八頁の記述参照。
- (26) 本誌同七年、二二一—二三頁参照。Vgl. Henry R. Loyn, „Die Britischen Inseln zur Zeit der Angelsachsen“, *Europä-
 ische Wirtschafts- und Sozialgeschichte im Mittelalter*, hrsg. v. Jan A. van Houtte (Stuttgart, 1980) [*Handbuch der
 Europäischen Wirtschafts- und Sozialgeschichte*, hrsg. v. Hermann Kellenbenz, Band II], S. 218. 因みに、Burghal
 Hidage におけるサウスンンパン (ノットマン) に割当てられたハイド数 (hidage) に関する一ホウル (五・五ヤード) 以下
 に四ハイドを代表する四人の守備兵が配置せられる計算の約二〇六ヤードの周辺 (perimeter) を表わす所の、一五〇という其
 のハイド数は、ウインチスタに割当てられた同様のハイド数二四〇〇と比較して、余りにも小さ過ぎるとして、曩に指摘せ
 るが如く、一九六二年ロインは是れを以て写本の書を誤り (‘clearly a slip’) と見做したのであるが (本誌第三十四卷第三号、二
 三頁参照)、後段援用するところのバーヂスは、その一九六四年に発表せる『サウスンンパンの起原』において、いま彼の
 独擅場たる Topographie 研究の成果に依拠しつつ、此の一五〇という数値はそのままで十分 ‘a strong point on the perime-
 ter of a small, stockaded settlement: an anticipation perhaps, in a primitive form, of the idea of a medieval castle’
 を表わし得るものとなし、夫れの現実に残したる場所として、現在のサウスンンパン市の Regent Street, Clifton Terrace,
 the lower end of Manchester Street, the Western Esplanade に沿って今日ほぼ辿られ得る、昔々中世時代に此の市から
 出ているランズ西部へ向う交通路に当たった・伝承に曰う Canshut Lane に接して存在したというの、もはや失われて久し
 く windmill のその後其処に立っていた ‘mound’ を以て是れに比定しよう。 Cf. L. A. Burgess, *The Origins of Southam-
 pton* (Leicester, 1964) [University of Leicester, Department of English Local History, *Occasional Papers*, No. 16],

- pp. 15 f., 28 f. 屈して、其のバーネットの報告に依りて、その後に此の考中を著したるに依りて、その全面的な發達の疑問が表明せられたるに對して、轉ずるべきに於て、P. V. Addyman & D. H. Hill, 'Saxon Southampton: a Review of the Evidence, Part One, History, Location, Date and Character of the Town', *Proceedings of the Hampshire Field Club and Archaeological Society*, Vol. xxv, xxvi (1968-9). Cf. Henry Loyn, 'Towns in late Anglo-Saxon England: the evidence and some possible lines of enquiry', *England before the Conquest, Studies in primary sources presented to Dorothy Whitelock*, ed. by Peter Clemoes & Kathleen Hughes (Cambridge, 1971), p. 127, note 1.
- (15) Wilhelm Levison, *England and the Continent in the Eighth Century, The Ford Lectures, 1943* (Oxford, 1946; Reprinted, 1949), p. 6.
- (16) Cf. Susan Reynolds, *An Introduction to the History of English Medieval Towns* (Oxford, 1977), p. 19.
- (17) Cf. Burgess, *op. cit.*, p. 6.
- (18) Kemble, *Codex Diplomaticus Saxonici*, IV, No. 776 (pp. 94-7). 此處、本トキヤターの成立地を以て、その地を指して、F. E. Harmer, *Anglo-Saxon Writs* (Manchester, 1952), p. 550, s. v. *Ælfstan*, Abbot.
- (19) Burgess, *op. cit.*, pp. 7-9, 11 & map facing the title page.
- (20) Reynolds, *op. cit.*, p. 26.
- (21) Burgess, *op. cit.*, p. 9.
- (22) Charles Plummer, ed., *op. cit.*, I, 47; Whitelock, Douglas & Tucker, eds., *op. cit.*, p. 30 :—Her Cynnewulf benam Sigebrihte his mæge rice 7 Wæst Seaxna witan for unrihtum deðum buton Hamtunscyre.
- (23) Cf. Collin Platt, *Medieval Southampton, The Port and Trading Community, A.D. 1000-1600* (London, 1973), p. 7.
- (24) Collin Platt, *ibid.*, pp. 7, 10 f., note 6-7.
- (25) 本誌第三十四卷第四号、八九頁・一〇四頁註(66)参照。
- (26) Reynolds, *op. cit.*, p. 26.
- (27) Burgess, *op. cit.*, p. 14.
- (28) ヒーターマン『歴史』の「本」に依りて、*Monumentia Germaniae Historica, Scriptores*, Bd. II 所収の「」の比較的研究

- 「ケーニウエー」の「 authenticity」を論じたのは Cf. Tryggvi J. Oleson, *The Witenagemot in the Reign of Edward the Confessor: A Study in the Constitutional History of Eleventh-Century England* (Toronto, 1955), p. 151; Finberg, *op. cit.*, No. 163.
- (四九) 本誌第三十四巻第三号 四頁参照。
- (五〇) *Gesta Stephani*, ed. & trans. by Kenneth R. Potter (London, 1955; New Edition, with new introduction & notes, by R. H. C. Davis, Oxford, 1976), p. 44:—……, ueniensque ad portum, qui uocatur Hamtona, eo quod esset insulae contiguus accessuque facilior, classem sibi cum nauticis instrumentis aptare praecipit: ……
- (五一) *Willelmi Malmesburiensis Monachi, De gesis regum Anglorum libri quinque* (A. D. 449-1127); *Historiae novellae libri tres* (1125-42), ed. by William Stubbs (2 vols., London, 1887-89) [Rolls Series, No. 90], I, 208—Colin Platt, *op. cit.*, pp. 7, 11, note 11.
- (五二) Florence of Worcester (d. 1118), *Chronicon ex chronicis*, ed. by Benjamin Thorpe (2 vols., London, 1848-49), I, 173—Stenton, *Anglo-Saxon England*, p. 390; Laurence Marcellus Larson, *Canute the Great and the Rise of Danish Imperialism during the Viking Age* (New York, 1912), pp. 85 f.; James H. Ramsey, *The Foundations of England*, Vol. I (B.C. 55 - A.D. 1066) (London, 1898), pp. 382 f.
- (五三) *Liber monasterii de Hyda, comprising a chronicle of the affairs of England, from the settlement of the Saxons to the reign of King Cnut; and a chartulary of the abbey of Hyda, in Hampshire, A.D. 455-1023*, ed. by Edward Edwards (London, 1866) [Rolls Series, No. 45], pp. 216. Cf. Colin Platt, *op. cit.*, p. 7.
- (五四) Guillaume de Jumièges, *Gesta Normannorum ducum*, ed. by Jean Marx (Paris & Rouen, 1914), pp. 120-1; Guillaume de Poitiers, *Gesta Guillelmi ducis Normannorum et regis Anglorum*, ed. and trans. by Raymond Foreville (Paris, 1952) [*Les classiques de l'histoire de France au moyen âge*], pp. 4-6—Frank Barlow, *Edward the Confessor* (London, 1970), pp. 44 f.; *idem*, ed., *Vita Edwardi Regis qui apud Westmonasterium requiescit, S. Bertini monacho ascripta* (London, 1962), p. lxviii, note 1; R. Allen Brown, *The Normans and the Norman Conquest* (London, 1969), p. 112; John Le Patourel, *The Norman Empire* (Oxford, 1976), p. 25.

一〇

在来、イングランドより東南方ノルマンディに至る主要な航路の解纜地であったところのサウスハンブタン、——
 アングロウーサクソン時代の末期エゼルレド二世の治世このかた屢々イングランドの王家とノルマンディの公家との
 政治的交渉が夫れを通して保たれ得たところのサウスハンブタン、は、その後ハロルドの跡を承けイングランド王と
 なるハルザクヌートの死と共に一〇四二年大陸より帰還して、今やアルフレド大王以来のウェシクス王国の伝統を
 復興せるところのエドワード懺悔王の時代に至ると、概して言へば、この国の政治上に大いなる役割を演ずること
 はなかつた。唯、カトリク篤信のゆえに死後列聖せられ(一一六一) Confessor と称せられる此の王の時代、当時もは
 や事実上自立して各地におのがじし割拠するに到っていた州太守中、もとウェシクス王の従士フセツより身を起してクヌ
 ートに重用せられてウェシクス伯 Earl of Wessex となり、今又一〇四五年己が娘のイイディス Edith (d. 1075) を
 エドワードの後キタカたらしめた所の、王側近のノルマン貴族に反対する土着貴族派の首領ゴドウィン Godwine (d. 1053)、
 更には又、一〇六六年一月五日生涯純潔を誓える義弟の嗣子なくして歿した後名目上最後のイングリシュの王となる
 迄の間の——「ドゥウムズデーブク」に謂う所の「彼が王国を篡奪せし時」(quando regnum invasit) に至る迄の、
 イイディスの兄ハロルド・ゴドウィンソン——このゴドウィン父子は、共に、此処サウスハンブタン周辺の地と深い
 かかりを有ち、ハンプシア南部地方に幾多の荘園を有していた。そのことは、われわれが「ブク」第一卷第三十八葉
 より第五十四葉に至る・サウスハンブタン以外の此の州に関する記述を具さに検討するとき、瞭らかとなる所である。
 一〇六六年一月懺悔王死してハロルド・ゴドウィンソン、賢人たちの集会(wienagemót) に依り王に擁立せらるる

や、ノルマンディ公 Duc de Normandie キノム Guillaume、その父ロベール一世のいま懺悔王の生母エンマの兄ノルマンディ公リシャール二世 Richard II (996~1026) の次子に当るゆえを以て、己れに正当なる継承権ありと主張、ハロルド・ゴドウィンソンを目して飽くまで王位簒奪者なりとして、爰に麾下のノルマン貴族を率い、同年九月イングリッシュ・チャーヌルに臨むベヴェンジ Pevensey, Sussex に上陸、十月十四日ハロルドの軍をその東北方ヘイスティングズ Hastings 附近のセンラク Senlac の丘に撃破、ハロルドをして敗死せしめた。茲に於てか、彼は懺悔王の「適法なる」後継者——イングリランド王ウィリアム一世として、ノルマンディ公を兼ねて、同年のクリマスにロンドンのウェストミンスター大聖堂に於て戴冠式を挙行する運びとなるのであるが、彼はその後一〇六八年までにゴドウィン家の勢力の地盤たるイングリランドの南西部一帯を征服した。その際「征服王」は、サウスハンブタン周辺の農村を荒らし、同時に恐らくは此の市をも焼き払ったことであろうと推定せられる。

既に前節において詳説せる如く、^{いと}古えのハンプトンは第十世紀中葉以降その南方——高台の地へ膨脹して、文字通り今やサウスハンブタンたることとなつた次第であるが、「征服」後の Anglo-Norman borough は事実上このとき——「征服」に先立つ凡そ半世紀の頃、もはや可成り密度の高いボロウとして成立していた、と言ふことが出来る。そのことは、⁽²⁰⁾ほぼ一〇三〇年頃に圧造せられたノルマンの deniers (イングリッシュの pennings) [本誌第三十四巻第四号、九七頁参照] にあたるものを多数埋蔵するところの一つの遺構 (hoard) が、近年、此の市の Broad Lane と High Street とが交わる地点の一つの廃棄物坑 (rubbish pit) から発見せられてゐることに依つて證明せられる所である。

而して、此の「征服」以前に成立を見ていたところの新市 (new town) のまさに中樞を成したるものこそ、「ハムトンの大通り」(the great street of Hamton) として知られる、南北に走る幅員の広い通りであつて、今日の此の市の

ハイーストリイトは是れであるが、その方位はその西と南とが水際に面する臨界地(water frontage)に依つて決定されてきた。そうしてそのストリートプランは、本質的には、多くの沿海都市(coastal towns)を特徴づけるというの、「梯形」様式(the 'tadpole' pattern)の極めて単純なもので、「征服」以前それは恐らく未だ完成を見ては居らず、各々の通りは、いま、大通りとその西側のテスト河口に面する砂礫層の断崖とのあいだに、順次大通りに平行する形で形づくられていた。⁽²⁰³⁾

ここ新しきサウスハンブタンは、ソールズベリならびにウィンチスタという二つの域内都市(inland towns)の市場と、ウィルトシアの白聖質^{チャモック}の牧草地帯ならびにハンブシアの丘原^{ダウンス}という・前記両市場を圍繞する二つの羊毛生産地域と、——以上の双方に密接な交渉を有するところの、砂礫層と粘土層とのハンブシア盆地のほぼ中央に位置していたのである。この新しきサウスハンブタンが、いま、ワイト島の島陰なる沖合の停泊地——夫れは海賊に対してのみならず天候に対しても海運を保護する——を有したと、又そのサウスハンブタン・ウォータの独特なる双潮(double tides)——高潮時・低潮時に夫々いま、一回、ほぼ同じ潮位の高潮・低潮を見る——の現象、古来この地がウェシクス王国の行政的中心たるウィンチスタと不可分なる關係に在ったこと、——これらの諸点は、商業的中心として、将又「征服」⁽²⁰⁴⁾以前の諸王にとっての行樂地として、此処サウスハンブタンの早熟的な發達をまさに保證したところの諸要因であった。

而もサウスハンブタンの發達に幸いした諸事情はそのまま又、夫れの敵を引き付けたところの諸事情でもあった。当時、此の市には、申し訳程度以上の防禦施設は何一つ存在しなかつた。夫れは、海に面しては、海拔低く位置して、決して威風堂々たる偉容を誇るといふ訣にはゆかず、みすばらしい正面を曝していた。東は、ストローメアリ

教会の既に荒廢に歸して了った定住地に向つて、北はウィンチスタに通ずる王の公道(King's highway)沿いに、広い地域に亘つてだらだらと伸び拡がっていた。夫れは、大部分、城壁ないし塁壁に依つて劃然と仕切られてはいず、それらの城壁ないし塁壁の代りに、纒かに、東・南・西からの敵人の侵入を阻むところの、環状をなした、潮間帯の沼沢地(salt-marsh)並びに泥土の干潟(mud-flat)に取巻かれて居るに過ぎなかつたのである。⁽²⁰⁵⁾

斯かる環境・条件の下に在つたところの此の市がいま征服王の容易に蹂躪する所となつたであらうことは、蓋し想像するに難からざるところであらう。

斯くして、此の市は、いま「ブク」の編纂を見る一〇八六年に至るまで、「征服」後少くとも最初の数年間は、夫れのアングロウ・サクソンの先行者—Saxon Southamptonの有したところの存在理由の若干のものを喪失したこともあろうと想われる。⁽²⁰⁶⁾ 而もなお、此の市が依然として征服王の旧首都ルアンと彼の新しき首都ウィンチスタとを結ぶところの最短且つ最有効の路線(the shortest and most effective route)に沿つていたと云う事實は、何としても否定することは出来ない。⁽²⁰⁷⁾ そこには、ルアン—ウィンチスタ路線に沿つて、交易の考えられる最高の見通し(the highest possible prospects for trade)が展けていたのである。⁽²⁰⁸⁾ そのことの一つの現われが、われわれが曩に「ブク」第一巻第五十二葉の此の市に関する記述を検討したる際、一〇八五年現在この市に確認したところの、征服王のイングラントへの入国後(Postquam rex Willelmus venit in Angliam)における、六十五人のフランス生れの者(frangene)の定着(hospitalio)なる事實に他ならないのである。⁽²⁰⁹⁾ 彼等は、既述の「新市」の「ハムトンの大通り」(——すなわち今日の此の市のハイ・ストリート)の西側に之と平行して南北に走るところの二つの通りに集住したことが、後世の史料に拠つて確められる、——夫れらの通りは、東から順次、中世ラテンで夫々 vicus franciscus, le Bulestreet と称ばれたも

のであるが、すなわち今日の此の市の夫々 French Street, Bugle Street に当り、先述のノルマンディの守護聖人 St Michael の教会、そしてまた St John の教会の建立せられたのは、ほかでもない此の後者の通りに於てであつた ⁽²¹⁾ ことである。

尤も、サウスハンプタンにおける右の 'a French colony' ⁽²²⁾ に関する「ブク」の記述は、「征服」後における此の市のノルマンディとの交易の増大が斯かる colony とともに此の市に繁栄を齎した事実を示唆するに止まり、直接かかる colony の何らかの具体的「現実的な活動を物語っている訣では決してない。然しながら、筆者には、彼等六十五人のフレンチの存在なるものは、彼等が、同様征服王のイングラント入国の後この市に定着するに到つたところの三十一人のイングリッシュとともに、「協力して」(hi inter se omnes)「王に対し」総ての慣習貢租として四磅六片を支払ふ」(磅点——筆者)と云うように、いま慣習的諸貢租の納入上連帯責任を有するところの「統制団体」に組織せられている点から見て、三十一人のイングリッシュともども同一の社会的範疇——大陸との貿易活動に従事する人々を構成したであろうことは凡そ推測するに難くないと思われる。

而もなお、われわれは、「ドウムズデイ調査」^{サウズデイ} 当時におけるサウスハンプタンについて、斯かる商人社会の存在を過大に評価することは慎まなければならない。何となれば、是れまたわれわれの既に之を見たるごとく、其処には、右のフレンチならびにイングリッシュのごとき「征服」以後の新移住者とは異なる——別個の範疇に属するところの一群の都市民たち、すなわち、七十六人の、懺悔王時代より引続きこの royal borough のデイミーンにおいて一定額の金納形態の地代——ランドーゲイブル納付を条件として領主たる王より直接土地を保有するところの封建的なテナントが蔽存し、彼等はたとえ手工業ないし商業の営為と全く無関係ではなかつたにしても、いま領主たる王に対して前記地

代納付のほかに恐らく、われわれが先きに St. Denys のカアチュラリに就いて見たるがごとく——前段九八頁参照——種々なる農業的奉仕の義務を負い、その限りにおいて彼等は一個の 'agricultural community' を構成していたと考えざるを得ないからである。⁽²¹³⁾

「ブク」の編纂漸く成りし翌年、一〇八七年、征服王ウィリアム一世が、大陸においてノルマンディ公としての彼の封建的な主君たる・カペエ Capet 家のフランス王フィリップ一世 Philippe I (r. 1060~1108) と交戦中、偶々奇禍に遭い、公国の首都ルアンに歿すると、父王お氣に入りの第三子「緒ら顔」ウィリアム William Rufus が王國を繼承し (William II, King of England, 1087~1100)、長子ロベール Robert は公國を繼承した (Robert II, Duc de Normandie, 1087~1106, d. 1138)。新王ウィリアム二世は、即位早々彼の即位を不満としノルマンディ公を彼に代えて擁立せんとするイングランド国内一部の直接受封者——バロン (baron) の反乱に直面したが、然し乍ら、王は、彼に忠誠を誓うバロンのほか、当時漸く私的領主の掌中に陥りつつも猶未だ完全には封建化せられていなかったハンドレドの人民集會を構成せるところの、かのチェオルル自由農民の末裔たる自由土地保有者 (liberi homines) を中心に、一般人民を味方に動員することに依つて、⁽²¹⁴⁾此の最大の危機を切り抜けた (一〇九〇)。

彼の時代、王は、一〇九一年以降九九年迄前後五回「海峡横断」(transfretatio) をなしたるにも拘らず、サウスハンブタンを訪れることは絶えてなかつた。彼が、風向の好転を待つて後込^{しんま}する漕手たちの反対を押切り、一〇九八年この地から船出した、と云う、もとノルマンの生れでリンカンシアに住んだ(?) ガイマル Geoffrey Gaimar が一二三五—四七年の間の何時かノーマン—フレンチでものしたところの韻文体の年代記 《Lestoire des Engleis, 495~1100》の所伝は、凡そ実證を缺くところの作り話であろうとせられてゐる。⁽²¹⁵⁾

ウィリアム二世は、前述の如く、一〇八九年かの父王腹心のキャンタベリ大司教ランフランクスの死に会うや、一〇九三年に至るまで彼の後任者を指名せず、その間自ら当該大司教管区を管理してその尨大な土地収入を私し、自身の重病に罹るに及んで初めてアンセルムスをキャンタベリ大司教に指名したが、併しその後と雖も王は此の中世精神上高名なるスコラ哲学者をことごとくに圧迫し、遂に彼をして大陸リヨン Lyons へ出奔するを余儀ならしめた。

かくて、一一〇〇年、ニューフォレストにおいて狩猟中の王が不慮の死を遂げたときには、キャンタベリの大司教職のほか多くの司教職・修道院長職が空席のままになっていて、夫れらの収入がことごとく王の手中に帰していたが、偶々第一回十字軍遠征から帰国途上の征服王の第一子ロベールを排して、征服王の第四子ヘンリが爰に即位することとなった。ヘンリ一世は、即位早々、懺悔王の法 (*laga regis Edwardi*) の遵守、先王時代の・一切の悪しき習慣 (*omnes malas consuetudines*) の廃止、不法なる封建的附帯権利 = 義務 (*feudal incidents*) の撤廃その他を保證せる、⁽²¹⁶⁾のちの一二一五年のマグナーカルタの原型をなすところの「即位に際してのチャータ」 (*Charta Henrici I. Coronati*) を発布(一一〇〇年八月五日)、次いでアンセルムスを大陸より召喚して、彼を正式にキャンタベリ大司教職に就かしめ、今後イングランド王は司教の叙任権は之を断念する代りに一旦叙任せられた司教は王の直接受封者として飽くまで王に対し封建的臣従の礼 (*homagium*) を行うこととし、爰に多年に亘った教会との紛争を解決した(一一〇七)。一方、ノルマンディ公ロベールに味方して一部のバロンの又しても起せる反乱を鎮圧して、遂にノルマンディのタンシユブレ *Tinchebrai* に於て長兄の軍を打ち破り(一一〇六)、彼を擒^{とら}にし公領を併せて、自身ノルマンディ公を兼ねるに到った。

此のヘンリ一世の時代に於ても、先王の時代同様、王は、一一〇四年以降一一三五年のその崩殂までに実に十一回

もの「*transfretatio*」を行えるにも拘らず、屢々サウスハンブタンの近くでフランスに向けて順風を待ったことは知られていても、概して親しくサウスハンブタンを訪れようとはしなかった。彼は、恐らく一一一六年にサウスハンブタンを通過して居り、また一一二七年にはノルマンディに赴く途中再度この地に在ったと思われるが、併し、彼が通例大陸に向けてイングランドを出帆したのは、東方サシクス州との州境に近いポーツマス Portsmouth, Hants からであつて、此処サウスハンブタンからではなかつたのである。⁽²¹⁷⁾

この王の治世の末年サウスハンブタンの町奉行であつたところのペイン Payne なる人物は、王の役人として、その職責を、彼の支配下の都市民たちに対してではなく、直接王その人に対して有していた、と言われる。彼は、州奉^{シユエリ}行の既出ウィリアム・オヴ・ポンド・ウーラルシユ「本誌第三十五卷第二号、一八四頁」と協力して、此のポロウの諸税⁽²¹⁸⁾を徴収し、夫れの court を指揮し、王の諸制令を公布したのである。その意味に於て、サウスハンブタンは、その総てではないにしてもイングランドの多くのポロウがそうであつたように、本質的に王領であつたことは否めない。夫れは、行政・司法の有らゆる事柄に関して王の干渉に曝されていた。⁽²¹⁹⁾かくて、此の時代、サウスハンブタンは、「都市の自由」を実現するには前途未だ程遠いものがあつたのである。

一一三五年、ヘンリ一世歿して男継嗣なく、ヘンリ生前の指名に基き、彼の娘にしてその前夫神聖ローマ皇帝ハインリッヒ五世の歿後アンチウ伯ジョフロア Geoffroi, Comte de Anjou(1129~51)と再婚(一一二八)してゐた前出マティルダ Matilda がイングランド王位を継承せんとすると、是れに対してヘンリの妹アディラ Adela (d. 1137) の嫁せるプロア伯エティエンヌ Etienne, Comte de Blois の第三子ステイヴン Stephen が急遽ロンドンに来てその都市民に擁せられイングランド王を僭称(一一三五―五四)、以後国内の諸侯マティルダ・ステイヴンの両派に

分れて抗争すること十八年、爰に「征服」以来その独自の「集権的封建制」を実現していた此の国としては一時珍しく「封建的無政府」(Fendal anarchy)の状態を現出することとなった。その場合、此の市に於ては、市の有力者シイル/Seal家、或いはウィイル Veal家は、マティルダ側に與したのであるが、彼等は、当時、好んで前述の *le Bulestret* と称されたところの、フレンチークォータ (*vicus franciscus*) に居住したのである。⁽²²⁰⁾

ステイヴン時代に此のサウスハンプタンの市を訪れた者は、恐らく、エドワード懺悔王時代と大して変らない景観を其処に見出したことであろう、と言われている。建造物は、市中隈なく、以前のアングロウーサクソン時代の定住地同様、木造のものであった。じっさい、今日、厳密には、第十二世紀末の数年以前の市内の石造建築物に関する如何なる考古学的証拠も見出されていないのである。とは言え、或る程度の發展は、とりわけ市街の南西地区 ('new town') に於て、「征服」以後対仏貿易の進展に伴う商人社会における貨幣財産の蓄積を基礎的積棒として、顕著なるものがあつたに相違ない。事実、其処には、賞讃に値いする大きな建物が多少は有り、前記 *le Bulestret* のシイル家の邸宅、王の町奉行の公事所、^{くじやく}いよいよ強力なものとなる商人ギルドの集会所(おそらく同時にその本部)、防禦施設の施された王の館 (*munition*) は、まさしく斯くの如きものであったのである。⁽²²¹⁾

此の港市の比較的沈滞した状態が打開せられるためには、プラントチニト朝への王朝の転換が、如何に要請せられねばならなかったか、そのことを、われわれはのちに知るであろう。

(未完)

- The Norman Empire*, pp. 175 f. (*Table of Royal Translations, 1066-1144*); F. Maurice Powicke & E. B. Fryde, eds., *Handbook of British Chronology* (London, 1939; 2nd edn., 1961), p. 31; Edgar B. Graves, ed., *A Bibliography of English History to 1485* (Oxford, 1975), pp. 422 f.
- (216) *Die Gesetze der Angelsachsen*, hrsg. v. Felix Liebermann (3 Bde., Halle, 1903-16; Unveränderter Neudruck, Aalen, 1960), II, 521-3; William Stubbs, ed., *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History from the Earliest Times to the Reign of Edward the First* (Oxford, 1870; Ninth edn., revised throughout by H. W. C. Davis, 1913; Reprinted with correction, 1921), pp. 117-9. 邦文題名は『*English Historical Documents*, Vol. II, ed. by David C. Douglas & George W. Greenaway (London, 1953), pp. 400-2.
- (217) William Farrer, 'An Outline Itinerary of King Henry the First', *Eng. Hist. Rev.*, Vol. xxxiv (1919), pp. 381, 554
—Platt, *op. cit.*, pp. 10, 11, note 25. Cf. Powicke & Fryde, eds., *op. cit.*, p. 31; Patourel, *op. cit.*, pp. 175 f.
- (218) Platt, *ibid.*, p. 12.
- (219) *Ibid.*
- (220) *Ibid.*, p. 7. Cf. Burgess, *op. cit.*, p. 18.
- (221) Platt, *ibid.*, p. 9. Cf. Shore, *op. cit.*, p. 230.

前 号 拙 稿 訂 正

二九九頁	五／六行目	(前段二二九頁参照) → (前段二九五頁参照)
同	右七行目	
同	右八行目	(前段一四〇頁参照) → (前段二九六頁参照)
同	右六行目	'possible' → 'probable'
三〇六頁	九行目	ウォーリンの息子シェロルド → シェロルドの息子ウォーリン
三〇八頁	八行目	保官長官 → 保安長官